

基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
営 業 用 乗 用 自 動 車	A													
	B													
	C													
	D													
自 家 用 乗 用 自 動 車														
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の												
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の												
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の												
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の												
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
小 型 二 輪 自 動 車														
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
	検 査 対 象 外 車	22,510												
原 動 機 付 自 転 車		16,990												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														
緊 急 自 動 車														
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		40,270	39,710	39,140	38,580	38,010	37,450	36,880	36,320	35,750	35,190	34,620	34,060
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680	16,470	16,260	16,050	15,840
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680	16,470	16,260	16,050	15,840
		検 査 対 象 外 車	18,050	17,840	17,630	17,420	17,210	17,000	16,800	16,590	16,380	16,170	15,960	15,750
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													
	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
	b 小 型 二 輪 自 動 車													
	c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												
検 査 対 象 外 車		29,680												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、 被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途 自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,130												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	A														
	B														
	C														
	D														
自 家 用 乗 用 自 動 車														36,780	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
小 型 二 輪 自 動 車														14,950	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													35,610	
	検 査 対 象 外 車	19,140													
原 動 機 付 自 転 車		14,690													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															
緊 急 自 動 車														10,450	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		33,490	32,920	32,340	31,760	31,190	30,610	30,040	29,460	28,880	28,310	27,730	27,150	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		15,630	15,410	15,200	14,980	14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,630	15,410	15,200	14,980	14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260	
		検 査 対 象 外 車	15,540	15,330	15,120	14,900	14,690	14,480	14,270	14,050	13,840	13,630	13,410	13,200	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車														
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														
	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	b 小 型 二 輪 自 動 車													20,540	
	c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
検 査 対 象 外 車		24,940													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,110													

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	A														
	B														
	C														
	D														
自 家 用 乗 用 自 動 車			35,950	35,110	34,270	33,420	32,580	31,740	30,890	30,050	29,210	28,360	27,520	26,680	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の												76,180	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の												52,210	
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													53,890
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													44,100
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用													44,760	
	自 家 用													30,460	
小 型 二 輪 自 動 車			14,690	14,430	14,160	13,900	13,630	13,370	13,110	12,840	12,580	12,310	12,050	11,780	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		34,820	34,000	33,190	32,380	31,570	30,760	29,940	29,130	28,320	27,510	26,690	25,880	
	検 査 対 象 外 車		15,720												
原 動 機 付 自 転 車			12,340												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														10,920	
緊 急 自 動 車			10,310	10,160	10,020	9,870	9,730	9,580	9,440	9,300	9,150	9,010	8,860	8,720	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		26,580	25,990	25,400	24,810	24,230	23,640	23,050	22,460	21,880	21,290	20,700	20,110	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		13,050	12,830	12,610	12,390	12,170	11,950	11,730	11,510	11,290	11,070	10,850	10,640	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	13,050	12,830	12,610	12,390	12,170	11,950	11,730	11,510	11,290	11,070	10,850	10,640	
		検 査 対 象 外 車	12,990	12,770	12,550	12,340	12,120	11,900	11,680	11,470	11,250	11,030	10,820	10,600	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													9,550	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													9,550	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													31,230
		b 小 型 二 輪 自 動 車		20,140	19,730	19,310	18,900	18,490	18,080	17,660	17,250	16,840	16,430	16,010	15,600
		c	検 査 対 象 車												15,600
検 査 対 象 外 車	20,100														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、 被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途 自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,090												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用													56,220	
	自 家 用													16,220	
営 業 用 乗 用 自 動 車	A													138,950	
	B													110,210	
	C													83,640	
	D													48,780	
自 家 用 乗 用 自 動 車			25,830	24,970	24,110	23,260	22,390	21,530	20,680	19,820	18,960	18,100	17,240	16,380	
普 通 け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	73,410	70,580	67,760	64,940	62,120	59,290	56,470	53,650	50,830	48,000	45,180	42,360	
		最大積載量が2トン以下のもの	50,370	48,500	46,630	44,750	42,880	41,010	39,140	37,270	35,390	33,520	31,650	29,780	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	51,990	50,050	48,120	46,180	44,240	42,300	40,360	38,420	36,480	34,540	32,600	30,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	42,580	41,030	39,480	37,930	36,380	34,830	33,270	31,720	30,170	28,620	27,070	25,520	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		43,220	41,640	40,060	38,490	36,910	35,330	33,750	32,180	30,600	29,020	27,450	25,870	
	自 家 用		29,470	28,460	27,450	26,440	25,430	24,420	23,410	22,400	21,390	20,380	19,370	18,360	
小 型 二 輪 自 動 車			11,520	11,250	10,980	10,710	10,440	10,170	9,900	9,640	9,370	9,100	8,830	8,560	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		25,070	24,240	23,410	22,590	21,760	20,930	20,100	19,270	18,440	17,610	16,790	15,960	
	検 査 対 象 外 車		12,220												
原 動 機 付 自 転 車			9,950												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			10,690	10,450	10,220	9,980	9,750	9,510	9,280	9,040	8,810	8,570	8,340	8,100	
緊 急 自 動 車			8,570	8,420	8,280	8,130	7,980	7,830	7,690	7,540	7,390	7,240	7,090	6,950	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,520	18,920	18,320	17,730	17,130	16,530	15,930	15,330	14,730	14,130	13,530	12,930	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		10,420	10,190	9,970	9,740	9,520	9,300	9,070	8,850	8,620	8,400	8,180	7,950	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,420	10,190	9,970	9,740	9,520	9,300	9,070	8,850	8,620	8,400	8,180	7,950	
		検 査 対 象 外 車	10,380	10,160	9,940	9,720	9,500	9,270	9,050	8,830	8,610	8,390	8,170	7,940	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車		9,370	9,190	9,010	8,830	8,650	8,470	8,280	8,100	7,920	7,740	7,560	7,380	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		9,370	9,190	9,010	8,830	8,650	8,470	8,280	8,100	7,920	7,740	7,560	7,380	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	30,210	29,170	28,120	27,090	26,040	25,000	23,960	22,920	21,880	20,840	19,800	18,760	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	15,190	14,770	14,350	13,930	13,510	13,080	12,660	12,240	11,820	11,400	10,980	10,560	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,190	14,770	14,350	13,930	13,510	13,080	12,660	12,240	11,820	11,400	10,980	10,560
		検 査 対 象 外 車	15,170												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,060												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	52,350	48,400	44,460	40,510	36,560	32,620	28,670	24,720	20,780	16,830	12,880	8,940			
	自 家 用	15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850			
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	128,840	118,520	108,190	97,870	87,550	77,230	66,910	56,590	46,270	35,950	25,630	15,310			
	B	102,260	94,160	86,050	77,940	69,840	61,730	53,630	45,520	37,410	29,310	21,200	13,100			
	C	77,700	71,640	65,580	59,520	53,460	47,400	41,340	35,280	29,230	23,170	17,110	11,050			
	D	45,480	42,100	38,730	35,360	31,980	28,610	25,230	21,860	18,490	15,110	11,740	8,360			
自 家 用 乗 用 自 動 車		15,520	14,640	13,760	12,880	12,010	11,130	10,250	9,380	8,500	7,620	6,740	5,870			
普 通 貨 物 自 動 車 け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540	36,660	33,780	30,900	28,020	25,140	22,260	19,390	16,510	13,630	10,750	7,870		
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900	26,000	24,080	22,180	20,270	18,360	16,450	14,540	12,630	10,720	8,810	6,900		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720	26,750	24,770	22,790	20,810	18,830	16,860	14,880	12,900	10,920	8,950	6,970		
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	22,390	20,810	19,230	17,640	16,060	14,480	12,900	11,320	9,740	8,150	6,570		
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	24,290	22,680	21,070	19,470	17,860	16,250	14,640	13,030	11,420	9,820	8,210	6,600			
	自 家 用	17,350	16,320	15,290	14,260	13,230	12,200	11,170	10,140	9,110	8,080	7,050	6,020			
小 型 二 輪 自 動 車		8,290	8,010	7,740	7,460	7,190	6,910	6,640	6,360	6,090	5,820	5,540	5,260			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,130	14,280	13,440	12,590	11,750	10,910	10,060	9,210	8,370	7,530	6,680	5,840			
	検 査 対 象 外 車	8,650														
原 動 機 付 自 転 車		7,500														
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		7,870	7,630	7,390	7,150	6,910	6,670	6,430	6,190	5,950	5,710	5,470	5,230			
緊 急 自 動 車		6,800	6,650	6,500	6,350	6,200	6,050	5,890	5,740	5,590	5,440	5,290	5,140			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	11,720	11,110	10,490	9,880	9,270	8,660	8,050	7,440	6,830	6,210	5,600	5,090	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		7,730	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220	5,030	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,730	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220	5,030	
		検 査 対 象 外 車	7,720	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,370	6,140	5,910	5,690	5,460	5,240	5,050	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		7,200	7,020	6,830	6,650	6,460	6,280	6,100	5,910	5,730	5,540	5,360	5,170		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		7,200	7,020	6,830	6,650	6,460	6,280	6,100	5,910	5,730	5,540	5,360	5,170		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	17,720	16,660	15,600	14,540	13,480	12,420	11,360	10,300	9,230	8,170	7,110	6,050		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	10,140	9,710	9,280	8,850	8,420	7,990	7,570	7,140	6,710	6,280	5,850	5,420		
	c	検 査 対 象 車	10,140	9,710	9,280	8,850	8,420	7,990	7,570	7,140	6,710	6,280	5,850	5,420		
		検 査 対 象 外 車	10,140													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,040														

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車															
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車														
	検査対象外車	7,460													
原動機付自転車		5,660													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860	
	(ロ) 小型二輪自動車		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860	
		検査対象外車	6,030	6,010	5,990	5,980	5,960	5,940	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
		c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車	5,190														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車		5,130													

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車															10,730
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															8,060
軽自動車	検査対象車														9,490
	検査対象外車	6,990													
原動機付自転車		5,540													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660	
		検査対象外車	5,830	5,820	5,800	5,780	5,770	5,750	5,730	5,720	5,700	5,680	5,670	5,650	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													5,240
		c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車	5,160														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車															
検査対象外けん引軽自動車		5,110													

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く															
	個 人															
自 家 用 乗 用 自 動 車		10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510	9,360	9,210	9,060	8,910			
普 通 けん引普通貨物自動車 及 び 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの													29,460	
		最大積載量が2トン以下のもの													22,340	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの													29,460	
		最大積載量が2トン以下のもの													22,340	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用														11,950	
	自 家 用														11,950	
小 型 二 輪 自 動 車		7,980	7,900	7,820	7,730	7,650	7,570	7,490	7,410	7,330	7,250	7,170	7,080			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	9,370	9,250	9,130	9,010	8,890	8,770	8,650	8,540	8,420	8,300	8,180	8,060			
	検 査 対 象 外 車	6,510														
原 動 機 付 自 転 車		5,410														
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															5,260	
緊 急 自 動 車		5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450		
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450		
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450		
		検 査 対 象 外 車	5,630	5,620	5,600	5,580	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450		
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車														5,050	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														5,050	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														7,170
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190	5,180	5,180	5,170	5,160	
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													5,160
検 査 対 象 外 車	5,120															
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、 被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途 自動車及び検査対象被けん引軽自動車															5,010	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,090														

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用															18,390
	自家用															16,220
営業用乗用自動車	個人を除く															24,250
	個人															24,250
自家用乗用自動車		8,750	8,600	8,440	8,290	8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,510	27,540	26,570	25,600	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840		
		最大積載量が2トン以下のもの	21,670	20,980	20,290	19,600	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,510	27,540	26,570	25,600	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840		
		最大積載量が2トン以下のもの	21,670	20,980	20,290	19,600	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	11,680	11,400	11,120	10,850	10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640			
	自家用	11,680	11,400	11,120	10,850	10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640			
小型二輪自動車		7,000	6,920	6,840	6,750	6,670	6,590	6,500	6,420	6,340	6,260	6,170	6,090			
軽自動車	検査対象車	7,940	7,820	7,700	7,570	7,450	7,330	7,210	7,090	6,970	6,840	6,720	6,600			
	検査対象外車	6,020														
原動機付自転車		5,280														
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,250	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130			
緊急自動車		5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230		
	(ロ) 小型二輪自動車		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230		
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230		
		検査対象外車	5,430	5,410	5,400	5,380	5,360	5,340	5,330	5,310	5,290	5,280	5,260	5,240		
特殊用途 その他 自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020		
	(ロ) 教習用自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,090	7,000	6,920	6,830	6,740	6,660	6,570	6,480	6,400	6,310	6,220	6,140		
		b 小型二輪自動車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080		
	c	軽自動車	検査対象車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	
		検査対象外車	5,090													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、 被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途 自動車及び検査対象けん引軽自動車		5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000			
検査対象外けん引軽自動車		5,060														

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150	9,120	8,090	7,060	6,020	
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410	10,920	9,440	7,960	6,470	
	個人		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410	10,920	9,440	7,960	6,470	
自家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780	5,620	5,470	5,310	5,150	
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940	8,950	7,960	6,970	5,980	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500	7,800	7,100	6,390	5,690	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940	8,950	7,960	6,970	5,980	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500	7,800	7,100	6,390	5,690	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400	6,120	5,840	5,550	5,270	
	自家用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400	6,120	5,840	5,550	5,270	
小型二輪自動車			6,010	5,920	5,840	5,750	5,670	5,580	5,500	5,410	5,330	5,250	5,160	5,070	
軽自動車	検査対象車		6,480	6,360	6,230	6,110	5,980	5,860	5,740	5,610	5,490	5,360	5,240	5,110	
	検査対象外車		5,520												
原動機付自転車			5,150												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060	5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ロ) 小型二輪自動車		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
		検査対象外車	5,220	5,200	5,190	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,050	5,960	5,870	5,790	5,700	5,610	5,520	5,430	5,340	5,260	5,170	5,080	
		b 小型二輪自動車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
		c 軽自動車	検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000
	検査対象外車		5,050												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外けん引軽自動車			5,040												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
自家用乗用自動車														
普通けん引貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	5,840												
原動機付自転車		5,660												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,420	13,290	13,150	13,020	12,880	12,750	12,610	12,480	12,340	12,210	12,070	11,940
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,010	5,990	5,970	5,960	5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,840	5,830
		検査対象外車	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780	5,760	5,750	5,740	5,720	5,710	5,700
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	20,150													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,130											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く														
	個 人														
自 家 用 乗 用 自 動 車														16,510	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用														
	自 家 用														
小 型 二 輪 自 動 車														5,470	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													16,510	
	検 査 対 象 外 車	5,680													
原 動 機 付 自 転 車		5,540													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															
緊 急 自 動 車														10,180	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,800	11,660	11,530	11,390	11,250	11,110	10,980	10,840	10,700	10,560	10,430	10,290	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,610	5,600	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,810	5,800	5,780	5,760	5,750	5,730	5,710	5,700	5,680	5,660	5,650	5,630	
		検 査 対 象 外 車	5,680	5,670	5,660	5,640	5,630	5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車														
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小 型 二 輪 自 動 車													14,500
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												
検 査 対 象 外 車	17,250														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,110													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く														
	個 人														
自 家 用 乗 用 自 動 車			16,210	15,900	15,600	15,290	14,990	14,680	14,380	14,070	13,770	13,460	13,160	12,850	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の												22,420	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の												22,420	
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の												22,420	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の												22,420	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用													14,670	
	自 家 用													14,670	
小 型 二 輪 自 動 車			5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		16,210	15,900	15,600	15,290	14,990	14,680	14,380	14,070	13,770	13,460	13,160	12,850	
	検 査 対 象 外 車		5,520												
原 動 機 付 自 転 車			5,410												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														6,690	
緊 急 自 動 車			10,040	9,910	9,770	9,630	9,490	9,360	9,220	9,080	8,940	8,810	8,670	8,530	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,150	10,010	9,870	9,730	9,590	9,450	9,310	9,170	9,030	8,890	8,750	8,610	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,610	5,600	5,580	5,560	5,550	5,530	5,510	5,500	5,480	5,460	5,440	5,430	
		検 査 対 象 外 車	5,520	5,510	5,490	5,480	5,470	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													7,740	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													7,740	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													12,480
		b 小 型 二 輪 自 動 車		14,260	14,000	13,750	13,500	13,250	13,000	12,740	12,490	12,240	11,990	11,730	11,480
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												11,480
検 査 対 象 外 車	14,280														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,090												

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													39,910	
	自家用													16,220	
営業用乗用自動車	個人を除く													77,620	
	個人													48,780	
自家用乗用自動車			12,540	12,230	11,920	11,610	11,300	10,990	10,670	10,360	10,050	9,740	9,430	9,120	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140	
		最大積載量が2トン以下のもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140	
		最大積載量が2トン以下のもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		14,290	13,910	13,530	13,140	12,760	12,370	11,990	11,610	11,220	10,840	10,460	10,070	
	自家用		14,290	13,910	13,530	13,140	12,760	12,370	11,990	11,610	11,220	10,840	10,460	10,070	
小型二輪自動車			5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	
軽自動車	検査対象車		12,540	12,230	11,920	11,610	11,300	10,990	10,670	10,360	10,050	9,740	9,430	9,120	
	検査対象外車		5,360												
原動機付自転車			5,280												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,620	6,550	6,490	6,420	6,350	6,280	6,220	6,150	6,080	6,020	5,950	5,880	
緊急自動車			8,390	8,250	8,110	7,970	7,830	7,690	7,550	7,410	7,270	7,130	6,990	6,850	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,460	8,320	8,180	8,030	7,890	7,750	7,610	7,460	7,320	7,170	7,030	6,890	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,410	5,390	5,380	5,360	5,340	5,320	5,310	5,290	5,270	5,260	5,240	5,220	
		検査対象外車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	
特殊用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		7,630	7,530	7,420	7,310	7,200	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,540	6,440	
	(ロ) 教習用自動車		7,630	7,530	7,420	7,310	7,200	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,540	6,440	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	12,190	11,890	11,600	11,300	11,000	10,700	10,410	10,110	9,810	9,520	9,220	8,920	
		b 小型二輪自動車	11,230	10,970	10,710	10,460	10,200	9,940	9,690	9,430	9,170	8,910	8,660	8,400	
	(ハ) c	軽自動車	検査対象車	11,230	10,970	10,710	10,460	10,200	9,940	9,690	9,430	9,170	8,910	8,660	8,400
		検査対象外車	11,250												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車			5,060												

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		37,270	34,580	31,890	29,200	26,510	23,820	21,130	18,440	15,750	13,060	10,370	7,680		
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850		
営業用乗用自動車	個人を除く		72,130	66,540	60,940	55,350	49,750	44,150	38,560	32,960	27,370	21,780	16,180	10,580		
	個人		45,480	42,100	38,730	35,360	31,980	28,610	25,230	21,860	18,490	15,110	11,740	8,360		
自家用乗用自動車			8,810	8,490	8,170	7,850	7,530	7,220	6,900	6,580	6,260	5,940	5,630	5,310		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,690	9,300	8,900	8,510	8,120	7,730	7,340	6,950	6,560	6,170	5,770	5,380		
	自家用		9,690	9,300	8,900	8,510	8,120	7,730	7,340	6,950	6,560	6,170	5,770	5,380		
小型二輪自動車			5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000		
軽自動車	検査対象車		8,810	8,490	8,170	7,850	7,530	7,220	6,900	6,580	6,260	5,940	5,630	5,310		
	検査対象外車		5,190													
原動機付自転車			5,150													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,810	5,740	5,680	5,610	5,540	5,470	5,400	5,330	5,260	5,200	5,130	5,060		
緊急自動車			6,710	6,570	6,420	6,280	6,140	5,990	5,850	5,710	5,560	5,420	5,280	5,130		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,750	6,600	6,450	6,310	6,160	6,010	5,870	5,720	5,580	5,430	5,280	5,140	5,010	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	5,000	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080	5,060	5,040	5,030	5,010	5,000	
		検査対象外車	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070	5,050	5,040	5,020	5,020	
特殊用途自動車 その他	(イ) 霊きゅう自動車		6,330	6,210	6,100	5,990	5,880	5,770	5,660	5,550	5,440	5,320	5,210	5,100		
	(ロ) 教習用自動車		6,330	6,210	6,100	5,990	5,880	5,770	5,660	5,550	5,440	5,320	5,210	5,100		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,630	8,320	8,020	7,720	7,410	7,110	6,810	6,500	6,200	5,900	5,600	5,290	
		b 小型二輪自動車		8,140	7,880	7,620	7,350	7,090	6,830	6,570	6,300	6,040	5,780	5,520	5,250	
		c 軽自動車	検査対象車	8,140	7,880	7,620	7,350	7,090	6,830	6,570	6,300	6,040	5,780	5,520	5,250	
			検査対象外車	8,160												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
検査対象外被けん引軽自動車			5,040													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車																
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車																
軽自動車	検査対象車															
	検査対象外車	5,840														
原動機付自転車		5,660														
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車																
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860		
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620		
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,810	5,790	5,780	5,760	5,750	5,740	5,720		
		検査対象外車	5,760	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,680	5,670	5,650	5,640	5,630		
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車														
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	5,190															
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車																
検査対象外けん引軽自動車			5,130													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車															10,730
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															5,470
軽自動車	検査対象車														6,610
	検査対象外車	5,680													
原動機付自転車		5,540													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,610	5,600	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,710	5,690	5,680	5,660	5,650	5,640	5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550	
		検査対象外車	5,620	5,610	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													5,240
		c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車	5,160														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車															
検査対象外けん引軽自動車		5,110													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車		10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510	9,360	9,210	9,060	8,910			
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													21,560	
		最大積載量が2トン以下のもの													20,300	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													21,560	
		最大積載量が2トン以下のもの													20,300	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														11,920	
	自家用														11,920	
小型二輪自動車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320			
軽自動車	検査対象車	6,570	6,530	6,490	6,440	6,400	6,360	6,310	6,270	6,230	6,180	6,140	6,100			
	検査対象外車	5,520														
原動機付自転車		5,410														
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															5,260	
緊急自動車		5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450		
	(ロ) 小型二輪自動車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320		
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	5,390	5,370		
		検査対象外車	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330		
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														5,050	
	(ロ) 教習用自動車														5,050	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														5,760
		b 小型二輪自動車		5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190	5,180	5,180	5,170	5,160	
		c 軽自動車	検査対象車													5,160
検査対象外車	5,120															
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車															5,010	
検査対象外けん引軽自動車		5,090														

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月		
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															18,390	
	自家用															16,220	
営業用乗用自動車	個人を除く															24,090	
	個人															24,090	
自家用乗用自動車		8,750	8,600	8,440	8,290	8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050				
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,920	20,260	19,610	18,950	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690			
		最大積載量が2トン以下のもの	19,700	19,090	18,490	17,880	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,920	20,260	19,610	18,950	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690			
		最大積載量が2トン以下のもの	19,700	19,090	18,490	17,880	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030			
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	11,650	11,370	11,100	10,820	10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630				
	自家用	11,650	11,370	11,100	10,820	10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630				
小型二輪自動車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160				
軽自動車	検査対象車	6,060	6,010	5,970	5,920	5,880	5,840	5,790	5,750	5,700	5,660	5,620	5,570				
	検査対象外車	5,360															
原動機付自転車		5,280															
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,250	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130				
緊急自動車		5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170				
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230			
	(ロ) 小型二輪自動車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160			
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190			
		検査対象外車	5,320	5,310	5,300	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180			
特殊用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020			
	(ロ) 教習用自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020			
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,730	5,700	5,670	5,640	5,610	5,580	5,550	5,520	5,490	5,460	5,430	5,400			
		b 小型二輪自動車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080			
	(ニ) 軽自動車	検査対象車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080			
		検査対象外車	5,090														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車		5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000				
検査対象外けん引軽自動車		5,060															

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150	9,120	8,090	7,060	6,020	
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350	10,880	9,410	7,930	6,460	
	個人		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350	10,880	9,410	7,930	6,460	
自家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780	5,620	5,470	5,310	5,150	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090	7,470	6,850	6,230	5,610	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090	7,470	6,850	6,230	5,610	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390	6,110	5,830	5,550	5,270	
	自家用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390	6,110	5,830	5,550	5,270	
小型二輪自動車			5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	
軽自動車	検査対象車		5,530	5,480	5,440	5,390	5,350	5,300	5,260	5,220	5,170	5,130	5,080	5,030	
	検査対象外車		5,190												
原動機付自転車			5,150												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060	5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070	5,050	5,040	5,020	5,010	5,000
		検査対象外車	5,170	5,150	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,080	5,060	5,050	5,040	5,020	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,370	5,340	5,300	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150	5,120	5,090	5,050	5,020	
		b 小型二輪自動車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
		c 軽自動車	検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000
	検査対象外車		5,050												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外けん引軽自動車			5,040												

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。